

特別支援教育推進計画新旧対照表（内容）

資料3

新（第5次）	旧（第4次）	備考
<p>第1章 第5次府中市特別支援教育推進計画の概要</p> <p>1 第5次推進計画策定の背景</p> <p>(1) 第7次府中市総合計画</p> <p>令和4年度から令和11年度までの8年間を計画期間とする第7次府中市総合計画において、学校教育に関連する施策は、施策49から施策51までに位置付けられており、そのうち、特別支援教育に関連する主要な取組は、「特別支援教育の充実（施策49）」「教育相談・教育支援事業（施策50）」があります。特に、施策49では、「児童・生徒一人ひとりが特性に応じた適切な教育を受けられるよう、特別支援教育を展開します。」としています。</p> <p>＜施策49 社会を主体的・創造的によりよく生きる力の育成＞</p> <p>地域（市民）と学校が「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を共有した上で、協働し、郷土府中への誇りと愛着を持った持続可能な社会の創り手となる人材を育んでいます。</p> <p>（主な取組 特別支援教育の充実）</p> <p>＜施策50 学びの機会を保障するための支援の充実＞</p> <p>全ての児童・生徒が、誰一人取り残されることはなく、安全・安心に学ぶことができ、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質や能力を育んでいます。（主な取組 教育相談・教育支援事業）</p> <p><u>府中市総合計画の内容については、後期見直しの結果を踏まえて修正予定</u></p> <p>(2) 第3次府中市学校教育プラン</p> <p>令和4年度から令和11年度までの8年間を計画期間とする第3次府中市学校教育プランの基本理念は、近年のグローバル化や急速な情報化の進展、新型コロナウイルス感染症の流行など、社会の変化が複雑で予測困難であり、様々な課題に対して決まった答えがない世の中において、感性を豊かに働きかせ、試行錯誤しながらよりよく問題を解決する資質・能力や、伝統や文化を尊重しつつ、多様な他者と協働しながら目標に向けて挑戦することができる人間に育ってほしいという願いの下で設定されています。</p> <p>＜第3次府中市学校教育プランの基本理念＞</p> <p>全ての子供が、人格の完成に向け、ふるさと府中に誇りを持ち、知性や感性を磨き、豊かな人間性を備え、心身ともに健康に成長していくために、教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関が相互に連携、協力、役割分担、支援しながら子供たちの育成を担っていきます。</p> <p>府中市特別支援教育推進計画を策定する上で、第3次府中市学校教育プランとの整合性に配慮し、基本理念の実現を目指します。</p> <p>＜第3次府中市学校教育プランの特別支援教育に関連する主な取組例＞</p> <p>○全ての教員の専門性向上 ○ICT機器を活用した授業改善 ○特別支援教室における指導の充実 ○関係機関との連携 ○学校生活支援シート（個別の教育支援計画）の活用 ○府中市教育支援委員会の効果的な運営 ○医療的ケア児への対応 など</p>	<p>第1章 第4次府中市特別支援教育推進計画の概要</p> <p>1 第4次推進計画策定の背景</p> <p>(1) 第7次府中市総合計画</p> <p>令和4年度から令和11年度までの8年間を計画期間とする第7次府中市総合計画において、学校教育に関連する施策は、施策49から施策51までに位置付けられており、そのうち、特別支援教育に関連する主要な取組は、「特別支援教育の充実（施策49）」「教育相談・教育支援事業（施策50）」があります。特に、施策49では、「児童・生徒一人ひとりが個に応じた適切な教育を受けられるよう、特別支援教育を展開します。」としています。</p> <p>＜施策49 社会を主体的・創造的によりよく生きる力の育成＞</p> <p>地域（市民）と学校が「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を共有した上で、協働し、郷土府中への誇りと愛着を持った持続可能な社会の創り手となる人材を育んでいます。</p> <p>（主な取組 特別支援教育の充実）</p> <p>＜施策50 学びの機会を保障するための支援の充実＞</p> <p>全ての児童・生徒が、誰一人取り残されることはなく、安全・安心に学ぶことができ、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質や能力を育んでいます。（主な取組 教育相談・教育支援事業）</p> <p>(2) 第3次府中市学校教育プラン</p> <p>令和4年度から令和11年度までの8年間を計画期間とする第3次府中市学校教育プランの基本理念は、近年のグローバル化や急速な情報化の進展、新型コロナウイルス感染症の流行など、社会の変化が複雑で予測困難であり、様々な課題に対して決まった答えがない世の中において、感性を豊かに働きかせ、試行錯誤しながらよりよく問題を解決する資質・能力や、伝統や文化を尊重しつつ、多様な他者と協働しながら目標に向けて挑戦することができる人間に育ってほしいという願いの下で設定されています。</p> <p>＜第3次府中市学校教育プランの基本理念＞</p> <p>全ての子供が、人格の完成に向け、ふるさと府中に誇りを持ち、知性や感性を磨き、豊かな人間性を備え、心身ともに健康に成長していくために、教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関が相互に連携、協力、役割分担、支援しながら子供たちの育成を担っていきます。</p> <p>府中市特別支援教育推進計画を策定する上で、第3次府中市学校教育プランとの整合性に配慮し、基本理念の実現を目指します。</p> <p>＜第3次府中市学校教育プランの特別支援教育に関連する主な取組例＞</p> <p>○全ての教員の専門性向上 ○ICT機器を活用した授業改善 ○特別支援教室における指導の充実 ○関係機関との連携 ○学校生活支援シート（個別の教育支援計画）の活用 ○府中市教育支援委員会の効果的な運営 ○医療的ケア児への対応 など</p>	

第3次府中市学校教育プランの内容については、後期見直しの結果を踏まえて修正予定

(3) 東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第三次実施計画

東京都教育委員会が策定した東京都特別支援教育推進計画（第二期）の計画期間は、平成29年度から令和9年度までの11年間で、**第三次実施計画の計画期間は、令和7年度から令和9年度までの3年間となります。**

<東京都特別支援教育推進計画（第二期）の基本理念>

共生社会の実現に向け、障害のある児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸長して、社会に参加・貢献できる人間を育成

第三次実施計画の「施策の方向性 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実」においては、小学校、中学校等に在籍する児童・生徒が充実した教育環境の下で、適切な合理的配慮の提供を受けながら、専門性の高い指導及び支援によって着実に力を伸長させるとともに、切れ目なく、継続性のあるきめ細かな指導及び支援が行われ、児童・生徒一人一人が、自尊感情を培いながら、社会で活躍するための力を身に付けることを目指しています。

(4) 教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）の策定

国の教育政策全体の方向性や目標、施策等を定める教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）が、令和5年6月に閣議決定されました。同計画は、地方公共団体において教育振興基本計画や教育大綱を策定する際に、その内容を参照することとされています。持続可能な社会の創り手の育成や日本社会に根差したウェルビーイングの向上をコンセプトとし、16の目標と基本施策、指標が示されています。特別支援教育に関しては、「小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数の増加」や「小・中・高等学校等に採用後、おおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験した教師の割合の増加」等が指標として示されています。

(5) 東京都教育ビジョン（第5次）の策定

東京都教育委員会は、令和6年度から令和10年度までの5年間で取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示した「東京都教育ビジョン（第5次）」を令和6年3月に策定・公表しました。

本ビジョンでは、東京都が目指す教育のために取り組むべきこととして、「自ら未来を切り拓く力の育成」「誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」「子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化」の3つの柱を掲げ、その達成に向けた12の「基本的な方針」と30の「今後5か年の施策展開の方向性」が示されています。

本ビジョンの基本的な方針の一つである「教育のインクルージョンの推進」においては、「多様な人が共に支え合う共生社会の実現に向け、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実」を強化のポイントとして掲げられています。

(6) 東京都教育施策大綱の策定

今後の東京都における教育施策の基本的な方針を示す、新たな教育施策大綱（令和7年3月）では、「東京の目指す教育」として「誰一人取り残さず、全ての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、

(3) 東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第二次実施計画

東京都教育委員会が策定した東京都特別支援教育推進計画（第二期）の計画期間は、平成29年度から令和9年度までの11年間で、第一次実施計画の計画期間は、平成29年度から令和3年度までの5年間、第二次実施計画の計画期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間となります。

<東京都特別支援教育推進計画（第二期）の基本理念>

共生社会の実現に向け、障害のある児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸長して、社会に参加・貢献できる人間を育成

第二次実施計画の「施策の方向性 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実」においては、小学校、中学校等に在籍する児童・生徒が充実した教育環境の下で、適切な合理的配慮の提供を受けながら、専門性の高い指導及び支援によって着実に力を伸長させるとともに、切れ目なく、継続性のあるきめ細かな指導及び支援が行われ、児童・生徒一人一人が、自尊感情を培いながら、社会で活躍するための力を身に付けることを目指しています。

(4) 学習指導要領の改訂

小学校においては令和2年度、中学校においては令和3年度から学習指導要領が全面実施となりました。

学校においては、全ての教員が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童などに対する組織的な対応を行う必要があります。

また、各教科等の指導については、学習を行う際に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行なうことが求められています。

○ 小学校学習指導要領第1章第4の2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

- 児童の障害の状態等に応じた指導の工夫
- 特別支援学級における特別の教育課程
- 通級による指導における特別の教育課程
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用

(5) G I G Aスクール構想

国では、学習指導要領の実施を見据え、児童・生徒一人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境の実現を目指すG I G Aスクール構想を進めています。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症のまん延による学校の一斉臨時休業等を受け、G I G Aスクール構想が前倒しになるなど、市立小・中学校においても一人1台端末の整備が令和3年度に完了し、デジタル技術を活用した教育の基盤整備が急速に進められています。

(6) 中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」

令和3年1月の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」において、特別

育つ教育」を実現するために、学びのあり方そのものを見直し、「新たな教育のスタイル」を検討していくことが掲げられています。特に重要で優先的に取り組む事項として「インクルーシブな教育の推進」を掲げ、多様な人が共に支え合う共生社会の実現に向け、誰もがアリたい自分を実現し、一人ひとりの個性を強みとして發揮できるよう、多様な人々と交流し、共に学ぶ環境を提供することが重要であると位置付けられています

(7) 東京2025デフリンピックの開催

令和4年9月、オーストリア（ウィーン）で開かれた国際ろう者スポーツ委員会の総会において、一般財団法人全日本ろうあ連盟が2025年デフリンピックの開催地に立候補し、日本で初めてとなるデフリンピック大会の東京開催が決定しました。教育の分野においても、東京2025デフリンピックの開催を契機に、児童・生徒等がデフリンピックへの興味・関心を高めるとともに、聴覚障害への理解を深め、障害の有無にかかわらず、共生していくこうとする意識や姿勢を育んでいくことが求められています

(8) 特別支援教育をめぐる動き

ア 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議

国が令和5年3月に公表した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の報告書において、通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童・生徒数の割合は、小・中学校において推定値8.8%、高等学校においては推定値2.2%であることが示され、全ての通常の学級に特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が在籍している可能性があることが改めて示されました。また、国連・障害者権利委員会の勧告を受け、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備を推進していく必要があることも示されました。こうした状況を踏まえ、校内支援体制の充実や通級による指導の充実、特別支援学校のセンター的機能の充実に加え、特別支援学校と小・中・高等学校のいずれかを一体的に運営し、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が交流及び共同学習を発展的に進める、インクルーシブな学校運営モデルの創設が提示されました。

支援教育の在り方についての基本的な考え方として、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件を整備し、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要があるとされました。

特別支援教育の在り方として、障害のある児童・生徒等の学びの場の整備・連携強化、特別支援教育を担う教員の専門性向上や関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実が求められています。

(7) こども基本法

令和4年6月に公布された「こども基本法」においては、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することが目的として示されています。

(8) 特別支援教育をめぐる動き

ア 障害者の権利に関する条約の発効

障害者の教育については、障害者権利条約第24条に規定されており、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保することとされています。また、この権利の実現に当たり、障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されることや、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること等が定められています。

イ 障害者基本法の改正

障害者権利条約の批准に先立ち、平成23年8月に障害者基本法が改正されました。障害者の教育については、第16条において、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」と規定されています。

ウ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行

平成25年6月には、障害者基本法第4条第1項及び第2項を具体化させるため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が成立し、平成28年4月から施行されました。障害を理由とした不当な差別的扱いの禁止や、障害者に対する合理的配慮の提供が行政機関等の法的義務と定められるなど、障害を理由とする差別解消を推進し、共生社会の実現に資することを目的としています。

エ 発達障害者支援法の改正

発達障害者の支援の一層の充実を図るため、平成28年5月には、発達障害者支援法が改正され、同年8月から施行されました。この改正では、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが重要であり、

	<p>教育に関しては、第8条において、国及び地方公共団体は「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」することや、「個別の教育支援計画の作成」及び「個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進」をすることが新たに規定されました。</p> <p>オ 中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」</p> <p>国では、障害者権利条約第24条に規定されたインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組が進められ、平成24年7月には、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示されました。報告では、共生社会の形成に向けて、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとされています。</p> <p>また、インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童・生徒等の自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供でき、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であるとしています。小・中学校における通常の学級、通級指導学級、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であることが示されています。</p> <p>国は、中央教育審議会初等中等教育分科会による報告等を踏まえて、平成25年9月、学校教育法施行令を一部改正し、障害のある児童・生徒等の就学先決定について、区市町村教育委員会が、児童・生徒等の障害の状態や教育的ニーズを踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みに変更しました。</p> <p>カ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行</p> <p>教育条件の整備に関して、医療的ケアを必要とする児童・生徒等とその家族に対する支援について、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が、令和3年9月に施行されました。その基本理念に、医療的ケア児が医療的ケアを必要としない児童・生徒等と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る医療的ケアが行われるなど、社会全体で支えることが示されました。</p> <p>キ 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議審議のまとめ」</p> <p>国の有識者会議では、特異な才能のある児童・生徒について、その才能や特性ゆえに学校で著しい困難を抱えている場合に、その困難に着目し、その様子と周囲の環境との相互作用を考慮しながら、困難を解消するとともに才能を伸ばしていくことを目指すことが示されました。</p>
<p>2 第5次推進計画の目的等</p> <p>(1) 第5次推進計画の目的</p> <p>本推進計画は、共生社会の実現に向け、子供たちや家庭、地域を取り巻く環境の変化に鑑み、障害</p>	<p>2 第4次推進計画の目的等</p> <p>(1) 第4次推進計画の目的</p> <p>本推進計画は、共生社会の実現に向け、子供たちや家庭、地域を取り巻く環境の変化に鑑み、障害</p>

<p>の有無にかかわらず、子供たち一人一人がもつ能力を最大限に伸長することができる環境を確保するため、子供たちやその保護者、地域にとって必要な特別支援教育に関する施策を計画的に実施するために策定するものです。</p> <p>(2) 第5次推進計画の位置付け</p> <p>本推進計画は、国や東京都の動向並びに第7次府中市総合計画及び第3次府中市学校教育プランを踏まえ、令和7年度までを計画期間としている第4次府中市特別支援教育推進計画の趣旨を内包した計画として策定します。</p> <p>(3) 計画期間</p> <p>本推進計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。ただし、この間に関連計画の改定が行われる場合や、特別支援教育をめぐる状況が変化した場合は、必要に応じて改定を行います。</p> <p>3 第5次推進計画の基本的な考え方</p> <p>本推進計画は、障害の有無に関わらず児童・生徒が共に学び、互いに理解を深められる共生社会の実現を目指して策定しました。</p> <p>障害のある児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長し、それぞれの状況に応じた自立と社会参加を促進するためには、子供たちにとって最適な学びの場につなぐ就学相談機能の充実や、一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できる多様な学びの場の充実・整備とともに、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の交流及び共同学習の促進を、着実に進めていくことが重要です。</p> <p>そのため、全ての児童・生徒のライフステージにおいて切れ目のない支援を行い、一人一人がもっている能力を最大限に伸ばすことのできる、誰にとっても住みやすく、子供たちが心身共に安心して豊かに育まれる環境を、あらゆる社会の資源と連携し、府中市が共生社会の実現を実感しながら、地域ぐるみで構築できる社会を目指します。</p> <p>特別支援教育を推進する三つの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <方向性> 小・中学校における特別支援教育の充実 <方向性> 全ての子どもの学びを支える環境の整備 <方向性> 保護者、地域及び関係機関との連携 <p>(1) 第5次府中市特別支援教育推進計画の体系 体系図 省略</p> <p>(2) 児童・生徒のライフステージにおける支援の連続性 図 省略</p> <p>第2章 府中市の特別支援教育の現状</p> <p>1 第4次特別支援教育推進計画の主な成果と課題について 別紙参照</p> <p>2 特別支援教育の状況 別紙参照</p>	<p>の有無にかかわらず、子供たち一人一人がもつ能力を最大限に伸長することができる環境を確保するため、子供たちやその保護者、地域にとって必要な特別支援教育に関する施策を計画的に実施するために策定するものです。</p> <p>(2) 第4次推進計画の位置付け</p> <p>本推進計画は、国や東京都の動向並びに第7次府中市総合計画及び第3次府中市学校教育プランを踏まえ、令和4年度までを計画期間としている府中市特別支援教育推進計画第3次推進計画の趣旨を内包した計画として策定します。</p> <p>(3) 計画期間</p> <p>本推進計画は、令和5年度から令和7年度までの3年間を計画期間とします。</p> <p>3 第4次推進計画の基本的な考え方</p> <p>本推進計画は、障害の有無に関わらず児童・生徒が共に学び、互いに理解を深められる共生社会の実現を目指して策定しました。</p> <p>障害のある児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長し、それぞれの状況に応じた自立と社会参加を促進するためには、子供たちにとって最適な学びの場につなぐ就学相談機能の充実や、一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できる多様な学びの場の充実・整備とともに、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の交流及び共同学習の促進を、着実に進めていくことが重要です。</p> <p>そのため、全ての児童・生徒のライフステージにおいて切れ目のない支援を行い、一人一人がもっている能力を最大限に伸ばすことのできる、誰にとっても住みやすく、子供たちが心身共に安心して豊かに育まれる環境を、あらゆる社会の資源と連携し、府中市が共生社会の実現を実感しながら、地域ぐるみで構築できる社会を目指します。</p> <p>計画策定三つの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <方向性> 小・中学校における取組 <方向性> 取組を支える環境の整備 <方向性> 保護者、地域及び関係機関との連携 <p>(1) 第4次府中市特別支援教育推進計画の体系 体系図 省略</p> <p>(2) 児童・生徒のライフステージにおける支援の連続性 図 省略</p> <p>第2章 特別支援教育推進施策の方向性と取組</p>
--	---

<p>第3章 特別支援教育推進施策の方向性と取組</p> <p><方向性 > 小・中学校における特別支援教育の充実</p> <p>取組1 校内支援体制の充実</p> <p>ア 校内委員会の更なる充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別な支援・指導を要する児童・生徒の実態を把握し、一人一人の教育的ニーズに応じた支援・指導を組織的に行うための中心的な役割を担う特別支援教育に関する校内委員会の充実を図ります。 ○ 学校では、スクールカウンセラー等の心理職や特別支援教室巡回指導教員を委員に編成するなど、専門的な視点も取り入れながら、アセスメント、指導方針・支援内容の検討、評価等の充実を図ります。 ○ 市教育委員会では、巡回心理士等を委員として学校に派遣する体制整備や、校内委員会の中心的な役割を担う特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を実施するなど、校内委員会の充実に向けた取組を継続します。 <p>イ 相談・アセスメント機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支援が必要な児童・生徒のアセスメントや支援方針・支援内容の検討にあたっては、巡回心理士等の心理職や作業療法士等の専門家を派遣し、支援の充実を図ります。 ○ ICTを活用するなど、通常の学級の教員が利用しやすいアセスメントツールの活用に向けた環境整備について検討していきます。 <p>ウ 学習環境の改善と整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一人1台端末等のICT機器の活用や教室環境の改善を図るなど、児童・生徒の発達の特性に応じた多様な学びを提供し、個別最適な学びと協働的な学びを充実させるとともに、学習における困難さの改善を図る取組を推進します。 ○ 児童・生徒の実態に応じて、拡大教科書やマルチメディアディジタル教科書の活用を進めるとともに、拡大表示、白黒反転、総ルビ、音声読み上げ、ハイライト表示等の機能により、児童・生徒が自己の特性に応じた学習が行えるよう、デジタル教科書等のデジタル教材の活用の推進を図ります。 ○ 安全で安心した環境で学習が行えるよう、ユニバーサルデザインや合理的配慮の視点に立った学習環境の整備に努めます。 ○ 教員等が利用しやすく、支援の必要な児童・生徒が系統的・計画的に学びやすい教材等の整備について検討します。 <p>エ 学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支援が必要な児童・生徒については、学校生活支援シート及び個別指導計画を作成し、保護者と指導目標や指導内容を共有し、指導と支援を行います。また、継続した指導や支援が受けられるよう、適宜、保護者の了解を得ながら、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）等を活用するほか、就学前機関と小学校・学年間・学校間の連携を密にし、確実に情報を引き継ぎます。 ○ 通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒については、支援レベルに応じた指導が行われるよう、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び連携型個別指導計画に基づく指導と支援の充実に努めます。なお、支援レベル3の児童・生徒については、小・中学校学習指導要領に基づき、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び連携型個別指導計画を必ず作成し指導を行います。 	<p>方向性 小・中学校における取組</p> <p>取組1 通常の学級における特別支援教育の充実</p> <p>ア 人権教育の一層の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校において、人権尊重の理念に基づき、障害の有無に関わらず互いを尊重し、多様性を認め合う学校づくりを進めるとともに、児童・生徒がいかなる差別やいじめを決して許さない人権感覚や他の人と共によりよく生きようとする態度、具体的な人権問題に直面して、それを解決しようとする実践的な行動力を身に付けられる教育活動を推進します。 ○ 共生社会の実現を目指し、「未来へつなぐ府中2020レガシー」として、これまでオリンピック・パラリンピック教育を通じて育成してきた「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」を引き続き育成します。 <p>イ 通常の学級における特別な支援を必要とする児童・生徒の指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害の有無にかかわらず、児童・生徒が可能な限り共に教育を受けられるよう、個々の実態に応じた授業づくりや安全・安心な学校生活が送れる学級づくりを行うなど、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実を推進します。 ○ 発達障害等のある児童・生徒については、支援レベルに応じた指導が行われるよう、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実に努めます。なお、支援レベル3の児童・生徒については、小・中学校学習指導要領に基づき、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画を必ず作成し指導を行います。 <p>【発達障害等のある児童・生徒への支援レベル】</p> <p>支援レベル1 巡回指導教員や巡回心理士等の助言に基づく、在籍学級担任等の指導方法の工夫等により、児童・生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度</p> <p>支援レベル2 校内・外の人的支援を活用することにより、児童・生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度</p> <p>支援レベル3 特別支援教室での特別な指導が必要と思われる程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次の段階の支援レベルへの移行については、校内委員会において現段階の支援レベルの結果を十分に評価し、改善してもなお、更なる支援が必要である場合において検討を行います。 <p>ウ 学習環境の改善と整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一人1台端末等のICT機器の活用や教室環境の改善を図るなど、児童・生徒の発達の特性に応じた多様な学びを提供し、個別最適な学びと協働的な学びを充実させるとともに、学習における困難さの改善を図る取組を推進します。 ○ 児童・生徒の実態に応じて、拡大教科書やマルチメディアディジタル教科書の活用を進めるとともに、拡大表示、白黒反転、総ルビ、音声読み上げ、ハイライト表示等の機能により、児童・生徒が自己の特性に応じた学習が行えるよう、デジタル教科書等のデジタル教材の導入を検討します。 ○ 安全で安心した環境で学習が行えるよう、ユニバーサルデザインや合理的配慮の視点に立った学習環境の整備に努めます。 ○ 児童・生徒と関わる教職員も環境要因の一つであることを自覚し、人権に配慮した指導、不適切な指導の根絶など、児童・生徒が安心して学校生活が送れる指導を行います。 <p>エ 校内委員会の更なる充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別な支援・指導を要する児童・生徒の実態を把握し、一人一人の教育的ニーズに応じた支援・指導を行うため、巡回心理士等を学校に派遣するなど、特別支援教育に関する校内委員会の充実
---	--

<p>【発達障害等のある児童・生徒への支援レベル】</p> <p>支援レベル1 巡回指導教員や巡回心理士等の助言に基づく、在籍学級担任等の指導方法の工夫等により、児童・生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度</p> <p>支援レベル2 校内・外の人的支援を活用することにより、児童・生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度</p> <p>支援レベル3 特別支援教室での特別な指導が必要と思われる程度</p> <p>○ 次の段階の支援レベルへの移行については、校内委員会において現段階の支援レベルの結果を十分に評価し、改善してもなお、更なる支援が必要である場合において検討を行います。</p>	<p>を図ります。</p> <p>オ 交流及び共同学習、副籍交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通常の学級の児童・生徒と特別支援学級の児童・生徒が、社会性を養い、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むために、学校行事等の交流活動にとどまらず、児童・生徒の実態に応じて教科、領域等における交流及び共同学習を推進します。 ○ 児童・生徒の相互理解を育み、共生社会を実現するため、児童・生徒本人や保護者の意向を踏まえつつ、副籍制度による交流機会の確保に向けた取組を推進します。 ○ 一人1台端末等の活用により、地域指定校との交流活動の更なる充実などについても検討していきます。 <p>カ 小中連携教育における取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 9年間を通して地域ぐるみで児童・生徒の「生きる力」を育むため「小中連携の日」を設定し、「学び」と「育ち」の視点から連携の充実を図ります。 ○ 発達の段階に応じた継続した支援を実現するために、小・中学校の情報共有や引継ぎを確実に行います。
<p>取組2 学校における指導の充実</p> <p>ア 人権教育の一層の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校において、人権尊重の理念に基づき、障害の有無に関わらず互いを尊重し、多様性を認め合う学校づくりを進めるとともに、児童・生徒がいかなる差別やいじめを決して許さない人権感覚や他の人と共によりよく生きようとする態度、具体的な人権問題に直面して、それを解決しようとする実践的な行動力を身に付けられる教育活動を推進します。 ○ 共生社会の実現を目指し、「未来へつなぐ府中2020レガシー」として、これまでオリンピック・パラリンピック教育を通じて育成してきた「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」を引き続き育成します。 ○ 児童・生徒と関わる教職員も環境要因の一つであることを自覚し、人権に配慮した指導、不適切な指導の根絶など、児童・生徒が安心して学校生活が送れる指導を行います。 <p>イ 通常の学級における指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害の有無にかかわらず、児童・生徒が可能な限り共に教育を受けられるよう、個々の実態に応じた授業づくりや安全・安心な学校生活が送れる学級づくりを行うなど、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実を推進します。 ○ 特別な支援が必要な児童・生徒については、保護者と連携して学校生活支援シート（個別の教育支援計画）の作成を進め、支援レベルに応じた組織的な対応の充実を図ります。また、特別支援教室を利用する児童・生徒については、特別支援教室で学んだことを在籍学級で発揮し、困難の改善が図られるよう、巡回指導教員との情報共有や連携型個別指導計画の活用の充実を図ります。 ○ 9年間を通して地域ぐるみで児童・生徒の「生きる力」を育むため「小・中連携の日」を設定し、「学び」と「育ち」の視点から連携の充実を図ります。 <p>ウ 特別支援学級の児童・生徒の自立に向けた指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒が望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に生きて働く知識及び技能、習慣や学びに向かう力を身に付けられるよう、児童・生徒の実態に応じた小・中学校の関連性や中学校卒業後の進路を見据えた教育課程を編成します。 ○ 適切な教科用図書や教材の選定を行うとともに、個別指導計画に基づいた教科指導や各教科等を合わせた指導の充実を図るほか、発達段階に応じた教育活動の見直し、改善を図ります。 ○ 教育課程の実施に際しては、特別支援学校や医療機関等の関係機関と連携し、児童・生徒の実態に応じた指導及び支援の充実を図ります。 ○ 児童・生徒の学習及び生活上の困難の背景・要因等を踏まえ、適切な指導及び支援を行うため 	<p>取組2 知的障害特別支援学級における指導の充実</p> <p>ア 知的障害特別支援学級の指導内容・方法の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒が望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に生きて働く知識及び技能、習慣や学びに向かう力を身に付けられるよう、児童・生徒の実態に応じた教育課程を編成します。 ○ 適切な教科用図書や教材の選定を行うとともに、個別指導計画に基づいた教科指導や各教科等を合わせた指導の充実を図るほか、発達段階に応じた教育活動の見直し、改善を図ります。 ○ 教育課程の実施に際しては、特別支援学校や医療機関等の関係機関と連携し、児童・生徒の実態に応じた指導及び支援の充実を図ります。 <p>イ 学習環境の改善と整備【再掲：方向性1 - 取組1 - ウ】</p> <p>ウ 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒の学習及び生活上の困難の背景・要因等を踏まえ、適切な指導及び支援を行うために、児童・生徒及び保護者のニーズに応じた学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画を作成し、計画に基づいたきめ細かな指導の充実を図ります。 <p>エ 知的障害特別支援学級の適正な規模と配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市では、知的障害特別支援学級を、小学校に6校（府中二小、府中四小、府中五小、府中九小、小柳小、南町小）中学校に3校（府中一中、府中二中、府中四中）設置しています。 ○ 児童・生徒数の状況に応じて、引き続き、知的障害特別支援学級の増設について検討するとともに、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置についても検討していきます。 <p>オ 異校種への指導の接続</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 継続した指導や支援が受けられるよう、適宜、保護者の了解を得ながら、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）等を活用するほか、学校間の連携を密にし、確実に情報を引き継ぎます。 ○ 小学校特別支援学級等での指導を中学校で引き継いで受けが必要な場合は、中学校入学前の状況を把握し、中学校での指導に反映します。 <p>カ 交流及び共同学習、副籍交流の推進【再掲：方向性1 - 取組1 - オ】</p>

<p>に、児童・生徒及び保護者のニーズに応じた学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画を作成し、計画に基づいたきめ細かな指導の充実を図ります。</p> <p>エ 特別支援教室における個々の特性に応じた指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教室の対象児童・生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、可能な限り多くの時間、在籍学級で学校生活を送るという特別支援教室の目的を達成させるため、特別支援教室ガイドラインの周知徹底を図り、学校全体での取組を一層充実させます。 ○ 指導目標の設定に当たっては、長期的な観点（おおむね1年程度）で、児童・生徒が達成可能な指導目標を設定することや、短期的な観点（学期ごとの指導期間）で、指導目標の達成状況や児童・生徒の変容などについて評価し、指導目標に対する進捗状況を確認することなど、指導目標の立て方や指導目標に対する評価の考え方の共通理解を図ります。 ○ 都の巡回心理士等を活用するなど、アセスメント機能の強化を図るとともに、支援方針や支援内容の検証を絶えず行い、一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実を図ります。 ○ 児童・生徒一人一人の障害の状態等に即した特別の教育課程を編成するとともに、在籍学級担任と連携・協力して連携型個別指導計画を作成し、具体的な指導目標や個別指導を充実させた指導内容・方法を定め、指導の充実を図ります。 ○ 特別支援教室で指導を受ける児童・生徒が、特別支援教室で学んだことを在籍学級で発揮し、困難の改善が図られるよう、巡回指導教員等が当該児童・生徒の行動観察を在籍学級で行うなど、在籍学級における当該児童・生徒の状況を把握し、在籍学級において必要となる配慮点等を明らかにして、適切に助言します。 ○ 在籍学級での様子など指導の成果を把握するとともに、改善が見られる場合には、指導時数の見直しや退室の判定を行います。また、退室にあたっては、校内委員会等で退室後の在籍学級での指導や支援体制等を検討し、関係者間で共有します。 <p>オ 難聴言語通級指導学級における指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的として、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画に基づく指導を行い、特に必要があるときは、障害に応じて各教科の内容を取り扱いながら行う指導の充実を図ります。 ○ 時間割の工夫やオンライン指導を一部取り入れるなど、通学時間の負担軽減に向けた工夫について検討しています。 <p>取組3 共生社会の実現に向けた取り組みの充実</p> <p>ア 交流及び共同学習、副籍交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通常の学級の児童・生徒と特別支援学級の児童・生徒が、社会性を養い、共に尊重し合いながら協働していく態度を育むために、学校行事等の交流活動にとどまらず、児童・生徒の実態に応じて教科、領域等における交流及び共同学習を推進します。 ○ 児童・生徒の相互理解を育み、共生社会を実現するため、児童・生徒本人や保護者の意向を踏まえつつ、副籍制度による交流の充実に向けた取組を推進します。 ○ 一人1台端末等の活用により、地域指定校との交流活動の更なる充実などについても検討しています <p>イ 障害理解教育等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒が障害について理解したり、特別支援教育を理解したりするために、特別支援学級 	<p>取組3 特別支援教室における指導の充実</p> <p>ア 特別支援教室の指導内容・方法の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指導目標の設定に当たっては、長期的な観点（おおむね1年程度）で、児童・生徒が達成可能な指導目標を設定することや、短期的な観点（学期ごとの指導期間）で、指導目標の達成状況や児童・生徒の変容などについて評価し、指導目標に対する進捗状況を確認することなど、指導目標の立て方や指導目標に対する評価の考え方の共通理解を図ります。 ○ 児童・生徒一人一人の障害の状態等に即した特別の教育課程を編成するとともに、個別指導計画を作成し、具体的な指導目標や個別指導を充実させた指導内容・方法を定め、指導の充実を図ります。 ○ 在籍学級での様子など指導の成果を把握するとともに、改善が見られる場合には、指導時数の見直しや退室の判定を行います。 <p>イ 在籍学級担任等と巡回指導教員との連携の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教室で指導を受ける児童・生徒が、特別支援教室で学んだことを在籍学級で発揮し、困難の改善が図られるよう、巡回指導教員等が在籍学級における当該児童・生徒の状況を把握します。 ○ 巡回指導教員は在籍学級担任等に対して、専門的な立場から助言を行うなど、在籍学級担任等との連携の充実を図ります。 ○ 在籍学級担任等と巡回指導教員の連携を一層充実させるため、連携型個別指導計画等の作成について検討を進めていきます。 <p>ウ 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実【再掲：方向性1 - 取組2 - ウ】</p> <p>エ 異校種への指導の接続【再掲：方向性1 - 取組2 - オ】</p> <p>オ 特別支援教室ガイドラインの改訂及び周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教室の対象児童・生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、可能な限り多くの時間、在籍学級で学校生活を送るという特別支援教室の目的を達成させるため、特別支援教室ガイドラインの改訂及び周知徹底を行い、学校全体での取組を一層充実させます。 <p>取組4 通級指導学級（難聴、言語障害）における指導の充実</p> <p>ア 通級指導学級（難聴、言語障害）の指導内容・方法の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市では、難聴学級を小学校に1校（住吉小）言語障害学級を2校（府中一小、住吉小）に設置しています。 ○ 障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害に応じて各教科の内容を取り扱いながら行う指導の充実を図ります。 <p>イ 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実【再掲：方向性1 - 取組2 - ウ】</p> <p>ウ 学習環境の改善と整備【再掲：方向性1 - 取組2 - イ】</p>
--	---

の教員や特別支援教室巡回指導教員等による児童・生徒向けの啓発授業を全ての学校で実施します。

- 学校は、保護者や地域が障害について理解したり、特別支援教育を理解したりするために、保護者会等の機会に保護者向けの研修会や講習会を開催するなど、保護者と教員が共に学ぶ機会を作り。理解啓発の充実を図ります。
- 市教育委員会は、地域や保護者向けの障害や特別支援教育を理解するための講習会を開催するなど、地域全体の障害への理解を深め、共生社会の実現を図る取組を推進します。

取組4 教員等の専門性の向上

ア 全ての教職員等の特別支援教育に関する理解促進

- 教職員等（「合理的配慮支援員」や「特別支援学級補助員」等の支援員も含む。）一人一人が特別支援教育の理念や現状を理解するとともに、特別な支援を必要とする児童・生徒に対する指導力の向上を図るため、特別支援教育に関する研修の実施及び指導資料の作成など、理解促進に向けた取組の充実を図ります。また、オンライン配信やオンデマンド配信を活用するなど、研修機会の拡大を図ります。

- 関係部間で調整し、特別支援教育研修会等において、幼保小中の教員等が共に学ぶ機会を設定します。

イ 通常の学級の教員を対象とした研修の充実

- 特別な支援を必要とする児童・生徒への個に応じた指導の充実を目指し、通常の学級の教員を対象にした特別支援教育に関する専門性向上に資する研修を企画・実施します。
- 当該児童・生徒を担任する教員や特別支援教育コーディネーターだけでなく、全ての教員が学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び（連携型）個別指導計画を理解し、作成及び活用できるよう、研修を実施します。

ウ 知的障害特別支援学級、特別支援教室、通級指導学級（難聴、言語障害）の教員を対象とした研修の充実

- 障害の理解や指導方法の改善など、一人一人の児童・生徒の障害の特性に応じた特別の指導が行えるよう、医師、心理士、言語聴覚士、学識経験者等の専門家から助言を受ける機会や研修の充実を図ります。
- 特別支援学校のセンター的機能を活用し、指導方法や教室環境の整備等について工夫が図られるよう、特別支援学校との連携の充実を図ります。

エ 支援員等、特別支援教育に関わる人材を対象とした研修

- 「合理的配慮支援員」や「特別支援学級補助員」等の支援員等を対象とした特別支援教育に関する研修の充実を図ります。
- オンライン・オンデマンドを活用するなど、希望する人が研修を受けやすい体制を整備します。
- 子ども発達支援センター「はばたき」で実施する「サポーター養成講座」等を学校へも周知し、支援員等の自主的な研修機会の充実を図ります。

取組5 一人一人の状況に応じた学びの場の整備

ア 特別支援学級の適正な規模と配置

- 児童・生徒数の状況に応じて、引き続き、知的障害特別支援学級の増設について検討するとと

取組5 特別支援教育に関する専門性の向上

ア 全ての教職員等の特別支援教育に関する理解促進

- 教職員等（「合理的配慮支援員」や「特別支援学級補助員」等の支援員も含む。）一人一人が特別支援教育の理念や現状を理解するとともに、特別な支援を必要とする児童・生徒に対する指導力の向上を図るため、特別支援教育に関する研修の実施及び指導資料の作成など、理解促進に向けた取組の充実を図ります。

- 関係部間で調整し、特別支援教育研修会等において、幼保小中の教員等が共に学ぶ機会を設定します。

イ 通常の学級の教員を対象とした研修の充実

- 特別な支援を必要とする児童・生徒への個に応じた指導の充実を目指し、通常の学級の教員を対象にした特別支援教育に関する専門性向上に資する研修を企画・実施します。
- 当該児童・生徒を担任する教員や特別支援教育コーディネーターだけでなく、全ての教員が学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画を理解し、作成及び活用できるよう、研修を実施します。

ウ 知的障害特別支援学級、特別支援教室、通級指導学級（難聴、言語障害）の教員を対象とした研修の充実

- 障害の理解や指導方法の改善など、一人一人の児童・生徒の障害の特性に応じた特別の指導が行えるよう、医師、心理士、言語聴覚士、学識経験者等の専門家から助言を受ける機会や研修の充実を図ります。
- 特別支援学校のセンター的機能を活用し、指導方法や教室環境の整備等について工夫が図られるよう、特別支援学校との連携の充実を図ります。

<p>もに、特別支援学級の学区についても検討していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 府中市の児童・生徒の状況に応じて、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置について、近隣市の成果と課題等について研究し、引き続き、検討していきます。 <p>イ 児童・生徒の実態に応じた適切な通級指導の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒の実態に応じて、週当たり時数及び指導体制の柔軟な対応ができるよう、通級指導の運営について検討します。 ○ 通級指導学級の入室検討について、必要な時期を逃さずに入室検討ができる体制整備を検討します。 <p>ウ 困難さや障害特性に応じた合理的配慮の理解推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育委員会は、学校が合理的配慮の意味を正しく理解し、児童・生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて可能な範囲で合理的配慮を提供できるよう、合理的配慮についての情報を適宜提供します。 ○ 学校は、合理的配慮を必要とする本人及び保護者と、発達の段階を考慮しつつ、必要かつ適当な合理的配慮について可能な限り合意形成を図り、その実施に努めるとともに、その内容を学校生活支援シート（個別の教育支援計画）に明記するなど、保護者の同意を前提として、情報の引き継ぎを確実に行います。 <p>方向性 全ての子どもの学びを支える環境の整備</p> <p>取組1 児童・生徒のライフステージにおける連続性のある支援</p> <p>ア 子ども発達支援センターにおける教育と福祉の連携の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一人一人の子どもが最大限の力を発揮し、自立した社会参加に必要な力を養うため、教育委員会、子ども発達支援センター、学校、保護者、関係部署との連携を進め、ライフステージにおける切れ目ない支援体制の充実に取り組みます。 <p>イ 学齢期における連続性のある支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児期の教育によって育まれた資質・能力をさらに伸ばし、小学校での学習や生活に生かすために、「府中の架け橋プログラム」に基づく幼保小連携の取組を推進します。 ○ 関係課と連携し、「かけはしシート」（就学支援シート）の活用を周知・啓発し、幼児期の支援等を入学先の小学校に繋げることで、小学校生活への円滑な接続を図ります。 ○ 保護者の同意のもと、小・中学校間で必要な支援が引継がれるように、その方法や内容について検討します。 <p>取組2 就学相談の充実</p> <p>ア 子ども発達支援センターにおける就学前相談機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活において、発達面、行動面の支援を必要とする就学前の子供及び子供の育ちについて不安のある保護者への支援として、教育、福祉、保健等が連携した体制を整備し、保護者に対して多様な学びの場に関する理解啓発に努めます。 <p>イ 教育支援（就学相談、転学相談等）の充実</p>	<p>方向性 取組を支える環境の整備</p> <p>取組1 教育相談体制の整備・充実</p> <p>ア 教育相談の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内在住・在学の幼児、小・中学生、高校生とその保護者を対象に、電話相談員と臨床心理士等が心配事や悩みについて相談を受け、問題解決に向けて、助言や検査、他の機関への紹介等の支援を行います。 ○ 学校からの要請に応じて、巡回心理士等を学校へ派遣し、教育上特別な配慮を必要とする児童・生徒への支援に関する助言を行います。 <p>イ 重層的な支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒の支援に向けて、教育、医療、福祉等の複数の視点で支援できるよう、初期段階における心理的、福祉的な視点でのアセスメントの充実を図るとともに、学校への巡回心理士やスクールソーシャルワーカー等の専門家の派遣や関係機関への接続、ケース会議の実施など、重層的な支援体制の充実を図ります。 <p>ウ 児童発達支援センター（仮称）における教育相談機能の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校生活において、発達面、行動面の支援を必要とする子供及び子供の育ちについて不安のある保護者に対し、教育と福祉の連携により切れ目ない支援が実施できる環境整備を推進します。 <p>取組2 就学相談の充実</p> <p>ア 児童発達支援センター（仮称）における就学前相談機能の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活において、発達面、行動面の支援を必要とする就学前の子供及び子供の育ちについて不安のある保護者への支援として、教育、福祉、保健等が連携した体制を整備し、保護者に対して多様な学びの場に関する理解啓発に努めます。 <p>イ 教育支援（就学相談、転学相談等）の充実</p>
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育、医療、心理等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定していきます。 ○ 就学先決定に係る手続の流れや就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人及び保護者の意向が可能な限り尊重されるなど、保護者が安心して就学相談に臨むことができるよう、就学に関するガイダンスの充実を図ります。 ○ 就学・転学時に決定した学びの場は固定したものではなく、一人一人の児童・生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学等ができることを、全ての教職員の共通理解となるように周知します。 ○ 就学相談の結果と異なる就学や、就学先決定後において学校生活に心配や不安のある場合においては、学校の要請に応じて教育支援員や心理士等による学校訪問を行うなど、児童・生徒、保護者、学校に対して継続的な支援の充実を図ります。 ○ 学校は、校内委員会において、転学後の児童・生徒の学校への適応状況や障害の状態等の改善の様子を把握し、経過観察が必要な場合は、本人及び保護者と信頼関係を保ちながら、継続した相談を進めます。 <p>ウ 幼稚園、保育園等との連携の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 就学前に相談を行っている未就学児の教育的ニーズに応じた教育を保証できるよう、教育支援員が当該の幼稚園や保育園を巡回し、幼児・園児のアセスメントを行います。 ○ 福祉と連携するとともに、教育的ニーズに応じた就学先が決定できるよう、幼稚園や保育園との連携の充実に努めます。 <p>エ 外国にルーツをもつ障害のある児童・生徒への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国にツールをもつ障害のある児童・生徒の、適切な学びの場を選択するための支援体制の構築に向けて、国、都、近隣市の状況等の研究を進めます。 ○ 外国にルーツをもつ障害のある児童・生徒及び保護者が、適切な学びの場を選択するために必要な情報を、関係部署と連携して周知・啓発の充実を図ります。 <p>取組3 教育相談体制の整備・充実</p> <p>ア 相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内在住・在学の幼児、小・中学生、高校生とその保護者を対象に、子ども発達支援センターにおいて、保健師や臨床心理士等が心配事や悩みについて相談を受け、問題解決に向けて、助言や検査、他の機関への紹介等の支援を行います。 ○ 学校からの要請に応じて、巡回心理士等を学校へ派遣し、教育上特別な配慮を必要とする児童・生徒への支援に関する助言を行います。また、巡回相談実施後の継続的な学校支援体制の充実を図ります。 <p>イ 重層的な支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒の支援に向けて、教育、医療、福祉等の複数の視点で支援できるよう、初期段階における心理的、福祉的な視点でのアセスメントの充実を図るとともに、学校への巡回心理士、作業療法士、スクールソーシャルワーカー等の専門家の派遣や関係機関への接続、ケース会議の実施など、重層的な支援体制の充実を図ります。 <p>取組4 医療的ケア児への支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育、医療、心理等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定していきます。 ○ 就学先決定に係る手続の流れや就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人及び保護者の意向が可能な限り尊重されるなど、保護者が安心して就学相談に臨むことができるよう、就学に関するガイダンスの充実を図ります。 ○ 就学・転学時に決定した学びの場は固定したものではなく、一人一人の児童・生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学等ができることを、全ての教職員の共通理解となるように周知します。 ○ 就学相談の結果と異なる就学や、就学先決定後において学校生活に心配や不安のある場合においては、学校の要請に応じて教育支援員等による学校訪問を行うなど、児童・生徒、保護者、学校に対して継続的な支援の充実を図ります。 ○ 学校は、校内委員会において、転学後の児童・生徒の学校への適応状況や障害の状態等の改善の様子を把握し、経過観察が必要な場合は、本人及び保護者と信頼関係を保ちながら、継続した相談を進めます。 <p>ウ 幼稚園、保育園等と連携した理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 就学前に相談を行っている未就学児の教育的ニーズに応じた教育を保証できるよう、教育支援員が当該の幼稚園や保育園を巡回し、幼児・園児のアセスメントを行います。 ○ 福祉と連携するとともに、教育的ニーズに応じた就学先が決定できるよう、幼稚園や保育園との連携の充実に努めます。 <p>取組3 児童・生徒のライフステージにおける連続性のある支援</p> <p>ア 児童発達支援センター（仮称）における教育と福祉相談・教育支援の連携の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ライフステージが変化しても切れ目ない支援を行えるよう、教育と福祉の連携の充実を図り、児童発達支援センター（仮称）の体制整備を進めます。 ○ 児童発達支援センター（仮称）の整備に向けて、一人一人の児童・生徒等や保護者に寄り添った支援が行えるよう、関係部署と連携した検討を進めます。 <p>イ 「ちゅうファイル」を活用した福祉保健部との連携の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉的支援を必要とする方のライフステージが変化しても、必要な支援が連続して行われるよう、福祉保健部と連携し、「ちゅうファイル」と「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」の接続を図り、活用しやすい環境整備を進めます。 <p>取組4 医療的ケア児への支援の充実</p>
---	---

<p>ア ガイドラインに沿った医療的ケアの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療的ケアのガイドラインに沿って、医療的ケアを必要とする児童・生徒が安全で安心した学校生活を送るための体制整備を進めます。 ○ 将来の自立と社会参加を支援するため、学校生活のみならず、地域生活における活動及び卒業後の生活の充実に向けて、医療的ケアの内容の変化や実績を学校生活支援シート（個別の教育支援計画）等に反映させるなど、関係部署との連携の充実を図ります。 	<p>ア 医療的ケアの実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療的ケアを必要とする児童・生徒が安全で安心した学校生活を送るための体制整備を進めます。 ○ 将来の自立と社会参加を支援するため、学校生活のみならず、地域生活における活動及び卒業後の生活の充実に向けて、医療的ケアの内容の変化や実績を学校生活支援シート（個別の教育支援計画）等に反映させるなど、関係部署との連携の充実を図ります。
<p>イ 関係機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 就学後、必要な医療的ケアが円滑に実施されるよう、障害者福祉課や子ども家庭支援課、保育支援課等の関係部署や就学前施設等との連携の充実を図ります。 ○ 医療的ケア児が放課後等デイサービスなどの学校外の施設を利用する場合、支援内容の引継ぎなどで学校と学校外の施設や市との連携ができるよう、保護者の同意を前提として、学校が学校生活支援シート（個別の教育支援計画）等を関係機関等に提供するなど、情報共有を図り、切れ目のない支援を行います。 	<p>イ 関係機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 就学後、必要な医療的ケアが円滑に実施されるよう、障害者福祉課や子ども家庭支援課、保育支援課等の関係部署や就学前施設等との連携の充実を図ります。 ○ 医療的ケア児が放課後等デイサービスなどの学校外の施設を利用する場合、支援内容の引継ぎなどで学校と学校外の施設や市との連携ができるよう、保護者の同意を前提として、学校が学校生活支援シート（個別の教育支援計画）等を関係機関等に提供するなど、情報共有を図り、切れ目のない支援を行います。
<p>方向性 保護者、地域及び関係機関との連携</p> <p>取組1 保護者、地域の特別支援教育の理解促進に向けた取組の充実</p> <p>ア 特別支援教育に関する情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教育や障害等に関する正しい理解や支援の輪を広げるため、教育委員会の刊行物、教育委員会や学校のホームページ等を活用しながら、保護者や地域に対する理解啓発活動の一層の充実を図ります。 ○ 教職員の指導の質の向上及び保護者等に対して支援の一助となるよう、特別支援教育の充実に向けた取組や成果等について、啓発資料や情報共有サイト等による発信を行います。 <p>イ 保護者等に対する特別支援教育の理解啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教育の内容等に関する啓発資料の配布や研修会等を開催し、保護者や地域に対する特別支援教育の理解啓発に努め、特別支援教育を推進します。 	<p>方向性 保護者、地域及び関係機関との連携</p> <p>取組1 保護者、地域の特別支援教育の理解促進に向けた取組の充実</p> <p>ア 特別支援教育に関する情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教育や障害等に関する正しい理解や支援の輪を広げるため、教育委員会の刊行物、教育委員会や学校のホームページ等を活用しながら、保護者や地域に対する理解啓発活動の一層の充実を図ります。 ○ 教職員の指導の質の向上及び保護者等に対して支援の一助となるよう、特別支援教育の充実に向けた取組や成果等について、啓発資料や情報共有サイト等による発信を行います。 <p>イ 保護者等に対する特別支援教育の理解啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教育の内容等に関する啓発資料の配布や研修会等を開催し、保護者や地域に対する特別支援教育の理解啓発に努め、特別支援教育を推進します。
<p>取組2 関係機関との連携</p> <p>ア 都立特別支援学校のセンター的機能の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の特別支援教育の質の向上を図るため、エリア・ネットワークのセンター校の役割を担う特別支援学校と連携し、巡回相談や研修会の講師、医療的ケアに関する助言、副籍等による交流及び共同学習等の充実を図ります。 <p>イ 子ども発達支援センター等の福祉との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成31年4月に策定された「府中市子どもの未来応援基本方針」の考え方を踏まえながら、ライフステージが変化しても切れ目のない支援を行えるよう、教育と福祉が連携し、子ども発達支援センターの専門的な支援体制の整備を進め、学校生活の支援に繋げます。 ○ 教育や療育、相談等に関する考え方の整合性を図りながら、一人一人の児童・生徒等や保護者に寄り添った支援ができるよう、教育と福祉の部門を統括し、関係部署と連携・調整を行います。 ○ 府中市の「相談支援包括化推進会議」等の会議を通して、児童・生徒や保護者の状況に応じて、関係機関が柔軟に対応できる関係性を構築します。 	<p>取組2 関係機関との連携</p> <p>ア 都立特別支援学校のセンター的機能の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の特別支援教育の質の向上を図るため、エリア・ネットワークのセンター校の役割を担う特別支援学校と連携し、巡回相談や研修会の講師、医療的ケアに関する助言、副籍等による交流及び共同学習等の充実を図ります。 <p>イ 児童発達支援センター（仮称）等の福祉との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成31年4月に策定された「府中市子どもの未来応援基本方針」の考え方を踏まえながら、ライフステージが変化しても切れ目のない支援を行えるよう、教育と福祉の連携の充実を図り、児童発達支援センター（仮称）の整備を進めます。 ○ 教育や療育、相談等に関する考え方の整合性を図りながら、一人一人の児童・生徒等や保護者に寄り添った支援ができるよう、教育と福祉の部門を統括し、関係部署と連携・調整を行います。 ○ 放課後等デイサービスや保育所等訪問支援等の障害児通所支援の充実について、家庭と教育と福祉が連携し、支援が必要な児童・生徒や保護者が地域で切れ目なく支援が受けられるよう、一

- 放課後等デイサービスや保育所等訪問支援等の障害児通所支援の充実について、家庭と教育と福祉が連携し、支援が必要な児童・生徒や保護者が地域で一貫した支援が受けられるよう、一層の連携を推進します。

取組3 地域人材を活用した支援体制の充実

ア 支援員等の配置の充実と支援力の向上

- 子ども発達支援センター等と連携して学校支援員に「サポーター養成講座」等の研修を案内するなど、支援員等が特別支援に関する力を高められるように研修機会の充実を図ります。また、養成講座の修了者に学校支援員となってもらうように促すなど、支援員等の配置の充実を図ります。

第4章 参考資料

用語集

層の連携を推進します。

第3章 参考資料

- 1 第3次推進計画について
- 2 特別支援学級等における在籍等状況
- 3 用語集